「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」を策定したことをお知らせするもの。

３文科高第７４８号
令和３年 10 月 11 日

各国公立大学法人の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長　殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体の長

文部科学省高等教育局長
増　子　　宏
（公印省略）

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）
大学拠点接種に係る地域貢献の基準」の策定について（通知）

令和３年７月 27 日，「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下「要綱」という。）が改正され，外部の医療機関から医師等の派遣を受けて大学拠点接種を行う場合で，文部科学省が定める地域貢献の基準を満たす場合について，「職域接種促進のための支援」の対象として認められることになりました。

本件については，「「大学拠点接種」実施にあたっての留意点等について」（令和３年６月 25 日付け各国公立大学法人担当課等宛て文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）２（２）において，厚生労働省と調整の上，文部科学省より周知を行う予定としていたところ，このたび，「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」を別添１のとおり策定しましたのでお知らせします。

なお，別添１「第３　大学の附属病院が個別接種促進のための支援を受ける場合」に記載のとおり，「大学等が実施する職域接種における接種対象者が，大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院

が当該大学内で実施する場合」で，要綱３（２１）ウ（イ）「②病院における取組」の支援を受ける場合においても，「第１　地域貢献の基準」の要件を満たし，「第２　地域貢献の認定」の認定を受ける必要があることに御留意ください。

「地域貢献の認定」を希望する大学等におかれては，要綱に基づき，令和３年 12 月 17 日（金）までに文部科学省大学等ワクチン接種加速化検討チームのメールアドレス（chiiki-kouken-nintei@mext.go.jp）へ別添２「地域貢献認定申請書」をお送り下さい（その際，メールの題名は「【申請】地域貢献の認定（〇〇大学）」とし，「地域貢献の認定」の申請であることを判別できるようにしてください。）。申請書は下記リンク先からもダウンロードいただけます。

また，本件に関するＱ＆Ａについて，別添２のとおり整理しましたので，併せて御参照ください。

地域貢献認定後は，各大学等の本部が所在する都道府県に対して申請を実施していただくこととなりますので，各都道府県から示される情報をよくご確認ください。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して，独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して，大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して，大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して，本件について周知されるようお願いします。

＜添付資料＞

○【別添１】「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」（令和３年 10 月７日文部科学省総合教育政策局長・高等教育局長決定）

○【別添２】地域貢献認定申請書　※下記リンク先からダウンロードください
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_01612.html

○【別添３】大学拠点接種の支援スキーム等に関するＱ＆Ａ（令和３年 10 月 11 日版）

○【参考１】令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（抄）

○【参考２】令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて（抄）

○【参考３】「「大学拠点接種」実施にあたっての留意点等について」（令和３年６月 25 日付け各国公立大学法人担当課等宛て文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）

＜参考情報＞

○「大学拠点接種」について（文部科学省ＨＰ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_01530.html

ＱＲコードはこちら→

【地域貢献認定の申請に関すること】

電話：03-5348-2709

対応時間：8:30～17 :15

（土・日・祝日及び 12 :00～13 :00 を除く）

※地域貢献認定のためのサポートデスクを令和 3 年 12 月 28 日まで開設していますので，こちらまでご連絡ください。

【本通知に関する連絡先】

文部科学省　電話：03-5253-4111（代表）

文部科学省大学等ワクチン接種加速化検討チーム企画調整班

（内線：3331,2484）

E-mail:chiiki-kouken-nintei@mext.go.jp

別添１

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）
大学拠点接種に係る地域貢献の基準

令和３年10月７日
文部科学省
総合教育政策局長・
高等教育局長決定

令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和３年４月１日付け医政発0401第８号・健発0401第11号・薬生発0401第18号。以下「要綱」という。）３（21）ウ（ウ）に定める職域接種のうち、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下、「大学等」という。）が行う大学拠点接種における地域貢献の基準等について、以下のとおり定める。

第１　地域貢献の基準

地方自治体と連携し、大学等において、外部の医療機関が出張して大学拠点接種を行った際、以下に定める要件を満たした場合には、職域接種促進のための支援が可能な地域貢献があったものと認定し、要綱３（21）ウ（ウ）の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）において、接種１回当たり1,000円を上限として会場の設置にかかる経費等の実費を補助できることとする。

（近隣教育機関等への接種）

大学拠点接種において、自大学等（設置する法人が同じである教育機関を含む。）の学生・生徒、教職員以外に、以下に定める接種対象者の合計が総接種人数の５％以上である（ただし、総接種人数が1,000人に満たない場合は、1,000人を母数とする。）か、又は500人以上となる場合は、地域貢献が認められるものとする。

①近隣の教育機関の教職員及びその学生・生徒
②自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員
③教職員及び学生・生徒の家族
④地方自治体からの依頼により接種を行った近隣住民
⑤文部科学省からの依頼により接種を行った留学予定者

第２　地域貢献の認定

１．第１に定める基準を満たし、上乗せ支援を希望する大学等は、都道府県への交付金の申請に先立ち、文部科学省に地域貢献認定申請書を提出し、地域貢献の認定を受けた上で、所在する都道府県へ交付要綱に定める必要書類とともに文部科学省から交付された認定に係る文書の写しを提出し、交付金の申請を行うこと。

２．文部科学省における認定手続には相応の時間を要するため、原則として交付金申請先の都道府県が定める交付金申請締切りの２週間前には文部科学省へ別紙

を提出すること。

第３　大学の附属病院が個別接種促進のための支援を受ける場合

要綱３（21）エ（ウ）に定める「大学等が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合」で、要綱３（21）ウ（イ）「②病院における取組」の支援を受ける場合、「第１　地域貢献の基準」の要件を満たし、「第２　地域貢献の認定」の認定を受ける必要がある。

また、要綱３（21）エ（ウ）に定める「接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合」で、要綱３（21）ウ（イ）の支援を受ける場合においても同様に、「第１　地域貢献の基準」の要件を満たし、「第２　地域貢献の認定」の認定を受ける必要がある。

（別添２）

申請日　令和　年　月　日

地域貢献認定申請様式

1．　基本情報

学校コード	
学校名	
設置種	
学校種	
学長（学校長）名	
設置者名	
交付申請予定都道府県名	

2．　外部医療機関出張の確認（※「職域接種促進のための支援」を受ける場合のみ記入）

出張の有無		※リストより選択
外部医療機関名		

3．　大学附属病院が病院内又は当該大学内で大学拠点接種を実施しているかの確認
（※「個別接種促進のための支援」を受ける場合のみ記入）

大学附属病院が病院内又は当該大学内で大学拠点接種を実施		※リストより選択
大学附属病院名		

４． 地域貢献認定要件の確認

（地域貢献の基準）

（近隣教育機関等への接種）

大学拠点接種において、自大学等（設置する法人が同じである大学等含む。）の学生・生徒、教職員以外に、以下に定める接種対象者の合計が総接種人数の5％以上である（ただし、総接種人数が1,000人に満たない場合は、1,000人を母数とする。） か、又は500人以上となる場合は、地域貢献が認められるものとする。

①近隣の教育機関の教職員及びその学生・生徒

②自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員　※Q&A問10も確認ください

③教職員及び学生・生徒の家族

④地方自治体からの依頼により接種を行った近隣住民

⑤文部科学省からの依頼により接種を行った留学予定者

（要件確認）

（ア）	総接種人数	
（イ）	自大学等（設置する法人が同じである大学等含む。）接種人数 （学生・生徒、教職員）	
（ウ）	（近隣の教育機関等への接種）	
	①近隣の教育機関の教職員及びその学生・生徒	
	②自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員	
	③教職員及び学生・生徒の家族	
	④地方自治体からの依頼により接種を行った近隣住民	
	⑤文部科学省からの依頼により接種を行った留学予定者	
	①～⑤の総数	人
	①～⑤の総数が総接種人数に占める割合（％） （※）ただし、接種対象者の合計が1,000人に満たない場合は、1,000人が母数になるよう設定している。	0.0%

上記のとおり、本学は、地域貢献認定要件を満たしている。

担当者氏名	
所属・職名	
郵便番号	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

（　文　書　番　号　）
令　和　　年　　月　　日

文部科学省高等教育局長

増子　宏　　殿

令和３年度新型コロウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱３（２１）ウ（ウ）に定める大学拠点接種における地域貢献の基準を満たす地域貢献認定について（申請）

令和３年度新型コロウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱３（２１）ウ（ウ）に定める大学拠点接種における地域貢献の基準等として文部科学省が定める要件を別紙のとおり満たしているため、地域貢献認定に係る文書を申請する。

別添３

大学拠点接種の支援スキーム等に関するＱ＆Ａ（令和３年 10 月 11 日版）

目次

問１　今回、基準を策定した趣旨を教えてください。 2
問２　大学拠点接種のうち、「職域接種促進のための支援」の対象となる場合と支援の内容を教えてください。 2
問３　「職域接種促進のための支援」において補助対象となる「会場の設置にかかる経費等」には何が含まれますか。 3
問４　「職域接種促進のための支援」の対象は外部の医療機関が出張して実施する職域接種を対象としているとのことですが、大学の診療所が外部の医療機関から医師等の派遣を受けて実施する場合は対象になりますか。 3
問５　「職域接種促進のための支援」以外に活用可能なものはありますか。 4
問６　大学附属病院が当該大学内で大学拠点接種を実施する場合は「職域接種促進のための支援」の対象外で「個別接種促進のための支援」の対象になるとのことですが、どのような支援が受けられるのでしょうか。 5
問７　外部医療機関（他大学の大学附属病院等）に自大学の学生等が出向いて大学拠点接種を実施している場合に支援はありますか。 5
問８　「職域接種促進のための支援」の請求事務はどこが行うのでしょうか。 6
問９　「職域接種促進のための支援」の費用の請求はどこに行えばよいのか。 6
問１０　地域貢献の基準において、「自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員」とあるが、どのようなものが対象になるのか。 6

※専門学校が主体となって実施する職域接種についても、大学拠点接種と同様に「職域接種促進のための支援」の対象になる場合がありますので、こちらの Q&A を参照ください。

問１　今回、基準を策定した趣旨を教えてください。

文部科学省では、「大学拠点接種」を実施する大学には、他大学の学生や教職員、海外留学を予定している方々、地域の方々などへのワクチン接種にも御対応いただき、社会貢献を形にしていただきたいという考えを示してまいりました[1]。

これを踏まえ、外部の医療機関が出張して大学拠点接種を行う場合で、一定の要件を満たす地域貢献を行う大学については、「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に基づく「職域接種促進のための支援」[2]において、接種１回あたり 1,000 円を上限として、会場の設置にかかる経費等の実費を支援することとなったところです。

今回、支援を受けるにあたって必要な地域貢献の基準を文部科学省において定め、お知らせするものです。

問２　大学拠点接種のうち、「職域接種促進のための支援」の対象となる場合と支援の内容を教えてください。

大学拠点接種について、以下の要件をいずれも満たす場合に「職域接種促進のための支援」の対象となります。

・外部の医療機関が出張して行っている。
・文部科学省が定める地域貢献の基準[3]を満たしていて、文部科学省の認定を受けている。

支援の内容については、接種１回当たり 1,000 円を上限として会場の設置にかかる経費等の実費を補助します。したがって、会場の設置にかかる経費等が 1,000 円×接種回数の合計額を下回る場合は、全額補助されますが、上回る場合は、1,000 円×接種回数の合計額が補助されます。

なお、大学附属病院が当該大学内で大学拠点接種を実施する場合は、本支援ではなく、「個別接種促進のための支援」[4]の対象となります。詳しくは問６を参照してください。

---

[1] 例として、「「大学拠点接種」に関する文部科学大臣メッセージ」（令和３年６月 22 日）。
[2] 同要綱 17～18 頁及び「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和３年７月 27 日各都道府県衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）8 頁参照。
[3] 別添１「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）「職域接種に対する新たな支援策」大学拠点接種に係る地域貢献の基準」（令和３年 10 月７日文部科学省総合教育政策局長・高等教育局長決定）。
[4] 「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」16～18 頁及び「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和３年７月 27 日各都道府県衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）7～8 頁参照。

問３　「職域接種促進のための支援」において補助対象となる「会場の設置にかかる経費等」には何が含まれますか。

本支援は医療機関における通常の予防接種の対応を超える費用が対象になります。

具体的には、会場の借り上げ費用、会場設営・撤去費、会場の運営費、会場の感染防止対策に係る費用、会場運営の委託費、接種者の交通費実費、受付や会場誘導、経過観察を行うために臨時に雇用した者（学生アルバイト等）の人件費、接種会場の運営に係る業務に専従する職員の時間外労働や休日労働に係る手当等（時間外労働や休日労働に係る手当等を除く賃金（基本給等）については対象外です。）など、実情を反映して合理的に必要と考えられる費用について対象となります。

ただし、会場の設置等に直接必要とならないものについては対象となりません。

問４　「職域接種促進のための支援」の対象は外部の医療機関が出張して実施する職域接種を対象としているとのことですが、大学の診療所が外部の医療機関から医師等の派遣を受けて実施する場合は対象になりますか。

大学内の診療所が独自に大学拠点接種を実施する場合は支援の対象外ですが、大学が大学拠点接種の実施のために新たに医療機関の開設又は巡回健診の届出をした場合であって、

・外部の医療機関から医師等を雇用する費用が大学に発生している

・大学拠点接種終了後速やかに医療機関の廃止等の届けを提出する

のいずれにも該当する場合は、外部の医療機関が出張して実施する接種と実質的に同じものであることから、「職域接種促進のための支援」の対象となります。

なお、外部の医療機関に当該大学の付属病院は含まれず、付属病院から医師等を派遣した場合は、付属病院が大学内で実施している場合と同様に取り扱うこととなります。

問５　「職域接種促進のための支援」以外に活用可能なものはありますか。

新型コロナワクチン接種については、接種の形態にかかわらず、共通して「ワクチン接種対策費負担金」において、予診や接種に係る医師や看護師等の費用として 2,070 円／回（時間外：＋730 円、休日＋2,130 円）を国が負担することになっています。この負担金に関する請求事務は、職域接種会場申請サイト（OVAS）上の登録区分にしたがって、パターン１の場合は大学側が、パターン２又は３の場合は外部医療機関側が行います。

＜図：費用の請求・支払いの概要[5]＞

	パターン１	パターン２	パターン３
市町村からワクチン接種の委託を受けている者	企業内診療所（＝企業）	外部医療機関	外部医療機関
費用請求の実施主体	企業内診療所（＝企業）	外部医療機関	外部医療機関
市町村に直接請求を行う場合	**企業内診療所（＝接種会場）が所在する市町村**に住民票がある被接種者の費用請求	**接種会場が所在する市町村**に住民票がある被接種者の費用請求	**外部医療機関（＝接種会場）が所在する市町村**に住民票がある被接種者にかかる費用請求
国保連を通じて請求を行う場合	それ以外の方の費用請求	それ以外の方の費用請求	それ以外の方の費用請求

※市町村によっては、接種会場が所在する市町村への請求についても、国保連に委託している場合がある

[5] 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する職域接種向け手引き（第３版）」（令和３年８月３日厚生労働省）52 頁。本図においては「企業」と記載していますが「大学等」に読み替えて御参照ください。

問６　大学附属病院が当該大学内で大学拠点接種を実施する場合は「職域接種促進のための支援」の対象外で「個別接種促進のための支援」の対象になるとのことですが、どのような支援が受けられるのでしょうか。

以下の２つの「個別接種促進のための支援」について、大学附属病院の個別接種の実績に、大学拠点接種の実績を上乗せして、支援を受けることができます。なお、この場合、大学拠点接種として実施し支援を受けるのには、地域貢献の基準を満たすことが必要です。

●新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（接種施設数の増加関係）[6]

医療機関が 50 回以上／日のまとまった規模の接種を行った場合は 10 万円／日（定額）を交付。

●新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（「病院」における接種体制の強化関係）[7]

特別な体制を確保し、50 回以上／日の接種を週 1 日以上達成する週が、7 月末まで、8・9 月（8 月 1 日～10 月 2 日）、10・11 月（10 月 3 日～12 月 4 日）のそれぞれの期間に 4 週間以上あった場合は医師 1 人 1 時間当たり 7,550 円、看護師等 1 人 1 時間当たり 2,760 円を交付。

なお、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（接種施設数の増加関係）」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（「病院」における接種体制の強化関係）」については交付要件がありますので、要件に該当するか確認の上、請求事務を行ってください。

問７　外部医療機関（他大学の大学附属病院等）に自大学の学生等が出向いて大学拠点接種を実施している場合に支援はありますか。

お尋ねの場合、当該大学に対する支援はありませんが、外部医療機関については、「ワクチン接種対策費負担金」に加え、病院に対する「個別接種促進のための支援」を活用できます。支援内容や要件等は問６の回答を御参照ください。なお、この場合、大学拠点接種として実施し支援を受けるのには、地域貢献の基準を満たすことが必要です。

---

[6] 「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和３年７月 27 日各都道府県衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）８頁「・病院への支援」参照。

[7] 同上参照。

問８　「職域接種促進のための支援」の請求事務はどこが行うのでしょうか。

「職域接種促進のための支援」については、OVAS 上の登録区分にかかわらず大学側が請求事務を行うことになります。

問９　「職域接種促進のための支援」の費用の請求はどこに行えばよいのか。

文科省による認定後は、申請主体となる大学等の本部が所在する都道府県に対して申請をしていただくことになります。詳細については、申請先となる都道府県にご確認ください。

問１０ 地域貢献の基準において、「自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員」とあるが、どのようなものが対象になるのか。

大企業が自ら実施可能な職域接種を大学拠点接種において実施するものは、地域貢献基準の算定の対象外となります。ただし、職域接種等において同一会場で２回目の接種を受けることが困難な者を受け入れた場合については、本項目の対象となります。

参考１

○令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱[1]（抄）

１～２　（略）

３　事業内容

（１）～（20）　（略）

（21）新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

ア・イ　（略）

ウ 内容

（ア）　（略）

（イ）個別接種促進のための支援

新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関に対し、以下の取組への支援を行う。

①（略）

② 病院における取組

・ 50 回以上／日の接種を行った場合

・ 特別な接種体制を確保し、50 回以上／日の接種を週１日以上達成する週が、７月末まで、８・９月、10・11 月のそれぞれの期間中に４週間以上あった場合

（ウ）職域接種促進のための支援

職域接種（令和３年６月１日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチンの職域接種の開始について」に規定する接種を指す。以下同じ。）のうち外部の医療機関が出張して実施する形態のものであって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を行う。（都道府県が設置する大規模接種会場において支援対象とする経費（使用料及び賃借料、備品購入費等）と同等の経費を対象として、1,000 円×接種回数を上限に実費補助）

・ 中小企業（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの

・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの

エ 留意事項

（ア）　（略）

（イ）個別接種促進のための支援

---

[1] 「「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について」（令和３年７月 27 日付け医政発 0727 第 16 号・健発 0727 第４号・薬生発 0727 第６号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）別紙。

・ 「個別接種に協力する医療機関」とは、ウ（イ）の何れかの取組について、所定の様式により都道府県へ実績を報告する医療機関をいう。
・ 支援の対象期間は、令和３年５月 10 日の週から７月末まで、８・９月、10・11 月とする。
・ ウ（イ）②病院における取組における、病院が特別な接種体制を確保した場合の支援については、都道府県から厚生労働省への交付申請や実績報告等において、（９）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業の「新型コロナウイルスワクチン病院特別体制確保支援事業」に計上すること。

（ウ）職域接種促進のための支援

・ 本支援の対象は、中小企業又は大学等（以下「中小企業等」という。）が接種を委託した外部の医療機関が、中小企業等の指定した場所に出張して実施する職域接種であること。企業内診療所が実施する場合、接種対象者が外部の医療機関に出向いて接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は対象外であること。
・ 中小企業等が実施する職域接種における接種対象者が、中小企業等が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合は、本支援ではなく、医療機関の種別に応じて、「ウ（イ）個別接種促進のための支援」の対象となること（当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして、個別接種促進のための支援を実施する）。
・ 大学等が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は、本支援ではなく、「ウ（イ）個別接種促進のための支援」②の対象となること（当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして、個別接種促進のための支援を実施する）。

参考２

○令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて[1]（抄）

○新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

【上限額】

Ａ．（略）

Ｂ．個別接種促進のための支援

・診療所への支援（略）

・病院への支援

① 50 回以上／日の接種を行った場合には、１日当たり定額で 10 万円を交付する。

② 特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、 50 回以上／日の接種を週１日以上達成する週が、７月末まで、８・９月、10 ・ 11 月のそれぞれの期間中に４週間以上ある場合には、集団接種会場と同様の扱いとし、①に加えて、以下の支援単価による所要額を病院に追加で交付する。

医師　　１人１時間当たり 7,550 円

看護師等　　１人１時間当たり 2,760 円

Ｃ．職域接種促進のための支援

・中小企業への支援（略）

・大学等への支援

・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が 別に 定める地域貢献の基準を満たすもの で、 当該大学等が接種を委託した外部の医療機関が出張して実施する職域接種に限り、当該接種会場の設置、運営に係る実費相当額に対して、接種１回当たり 1,000 円を上限に、当該大学等に交付する。

※ 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業 （上記Ｂ及びＣに限る）については、都道府県の補助金交付事務に係る事務委託料・事務費も対象となる。

[1] 「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和３年７月 27 日付け各都道府県衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局医療経理室、厚生労働省健康局結核感染症課、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）。

※別紙１、３について添付省略

参考３

【重要】
新型コロナワクチンの「大学拠点接種」について，留意点や財政支援をまとめましたので，お知らせします。また，本日 17 時以降，厚生労働省の職域接種会場申請サイトへの新規の申請受付が一時休止することとなりましたので，相談体制についてもお知らせします。

事　務　連　絡
令和３年６月２５日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課　御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

「大学拠点接種」実施にあたっての留意点等について（周知）

各法人におかれては，新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施について，適切に対応していただき，誠にありがとうございます。

先日，６月８日付け高等教育企画課事務連絡にて，各大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）が主体となって実施する新型コロナワクチンの接種について申請手順等をお示しし，６月 21 日より，各大学等における教職員・学生等を対象としたワクチン接種が開始されました。

文部科学省としては，各大学等が自大学等の教職員・学生等へのワクチン接種だけでなく，地域における教育関係者や学生等へのワクチン接種の拠点となる「大学拠点接種」に取り組むことを目指しており，各大学等に対し，地域貢献の必要性や実施にあたっての手順，留意点等を示してきました。

この度，改めて「大学拠点接種」を実施する際の留意点等を整理しましたので，下記のとおりお知らせします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して，大学等を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して，大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して，独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して本件について周知くださいますようお願いします。

記

１．「大学拠点接種」実施にあたっての留意点について

（１）本人の意思を尊重した接種の必要性・同調圧力や不当な扱いの禁止

ワクチン接種については，被接種者本人の同意が必要であり，どこの会場で接種を受けるのかも含め，本人の希望に基づくことが大前提です。そのため，周囲の圧力で接種が強制されるようなことや，接種の有無で不当な扱いがなされることがないよう，各大学等においては，適切にご対応いただくとともに，所属の教職員・学生等に対して適切に周知いただくようお願いします。また，ワクチン接種を実施する前には，被接種者本人に対するワクチンの効果や副反応に係る説明を適切に実施いただくようお願いします。

（２）ワクチン接種後の感染予防策継続の必要性

ワクチンを接種した場合，新型コロナウイルス感染症の重症化及び発症を予防できると期待されていますが，ワクチンを接種した方から他人への感染をどの程度予防できるかはまだ十分に分かっていません。また，ワクチン接種が徐々に進んでいく段階では，すぐに多くの方が予防接種を受けられるわけではなく，ワクチンを接種した方も接種していない方も，共に社会生活を営んでいくことになります。

そのため，ワクチン接種後においても，「３つの密（密集・密接・密閉）」の回避，マスクの着用，石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などの感染予防対策を継続していただくとともに，所属の教職員・学生等に対しても適切に周知いただくようお願いします。

（３）学生アルバイトの活用について

ワクチン接種の会場となる大学等においては，現下の学生等の経済状況に鑑み，ワクチン接種に必要な業務について，学生をアルバイトとして活用すること等に配慮いただきますようお願いします。

２．「大学拠点接種」を実施する大学等への支援策（別紙２参照）

（１）大学の附属病院において，大学拠点接種を行う場合の支援策

令和３年６月 17 日に公表された個別接種促進のための追加支援策の中の「病院が特別な接種体制を確保した場合の財政支援策（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金における取組）」の対象となります。

※ ここでの「病院」とは，大学の附属病院のみが対象となるため，ご留意ください。

（２）外部の医療機関から医師等の派遣を受け，大学拠点接種を行う場合の支援策

従来，大学等が拠点となるワクチン接種については，接種の費用として接種１回あたり 2,070 円（税抜き，時間外・休日加算あり）が医療機関に対して支払われることとされていますが，それに加え，外部の医療機関が出張して実施するワクチン接種であって，大学，短期大学，高等専門学校及び専門学校での接種で所属の学生も対象とし，文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすものに対して，新たに財政支援を実施することになりました（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による取組）。具体的な要件等は，今後，厚生労働省と調整の上，改めてお示ししますが，接種１回あたり 1,000 円を上限として，会場の設置にかかる経費等（使用料及び賃借料，備品購入費等）の実費を補助します。

なお，文部科学省が定める地域貢献の基準の方向性については，ワクチン接種の対象とする自大学等の教職員・学生等以外の者や自治体の要請を受けた者等についての定量的な基準（例：教職員・学生数 × ○％ 等）などを検討しています。詳細な事業スキームや基準は，厚生労働省と調整の上，改めて文部科学省より周知を行う予定です。

３．職域接種会場申請サイトの受付一時休止

（１）職域接種会場申請サイトの受付一時休止について

職域接種を実施する際に申請を行う「職域接種会場申請サイト」の受付が６月８日より開始されましたが，この度，職域接種の申請件数が増え，政府が見込むモデルナワクチンの供給可能量の上限近くに達したことから，本日 17 時以降，新規の申請受付が一時休止することとなりました。

大学等が主体となって新型コロナワクチンの接種を実施する「大学拠点接種」についても，文部科学省への相談の後，各大学等からこのサイトに対して申し込みをすることとなっていましたが，企業等の職域接種と同様に，本日 17 時以降の受付は休止することとなりますので，ご注意ください。なお，受付の再開の目途は現時点ではわかっていません。

（２）「大学拠点接種」実施にあたっての文部科学省への相談について

今後の「大学拠点接種」の実施にあたっての文部科学省への相談について，本日の会見において文部科学大臣から別紙３のとおり発言していますので，御参照いただきますようお願いします。既に申請済等の大学等につ

いては，必要数等の内容の精査を行った上で，全体のワクチン供給量の中で接種が進むよう，適切に対応してまいります。

なお，文部科学省への相談の連絡先は以下のとおりです。

【担当者連絡先】

文部科学省　０３－５２５３－４１１１（代表）

E-mail: daigaku-vaccine@mext.go.jp

大学等ワクチン接種加速化検討チーム大学班

第一係：北海道・東北・甲信越エリア担当　（内線：３１４９，３１６２）

第二係：関東エリア担当　（内線：４５９４，４６１７）

第三係：東海・北陸・近畿エリア担当　（内線：４９６４，４６０１）

第四係：中四国・九州・沖縄エリア担当　（内線：４６０８，４６０９）

※ ６月８日付け高等教育企画課事務連絡でお知らせしたときとは甲信越エリアの担当係が変更となっています。

＜添付資料＞

○【別紙１】「大学拠点接種」に関する文部科学大臣メッセージ（令和３年６月22日）

○【別紙２】ワクチン接種に係る支援策について（令和３年６月17日　新型コロナウイルス感染症対策本部（第69回）　資料１　厚生労働省提出資料　より）

○【別紙３】令和３年６月25日　文部科学大臣記者会見速記録（大学拠点接種関係のみ）

＜参考情報＞

○「大学拠点接種」について（文部科学省ＨＰ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_01530.html

ＱＲコードはこちら→

＜本件連絡先＞
文部科学省　０３－５２５３－４１１１（代表）
E-mail: daigaku-vaccine@mext.go.jp

【ワクチン接種全般について】
大学等ワクチン接種加速化検討チーム企画調整班　（内線：３３４１）

【個別大学等に係ることについて】
大学等ワクチン接種加速化検討チーム大学班
第一係：北海道・東北・甲信越エリア担当　（内線：３１６２）
第二係：関東エリア担当　（内線：４６１７）
第三係：東海・北陸・近畿エリア担当　（内線：４６０１）
第四係：中四国・九州・沖縄エリア担当　（内線：４６０９）

【海外留学関係について】
大学等ワクチン接種加速化検討チーム留学生班　（内線：４９７７）

ワクチン接種に係る支援策について（1）

別紙２

令和３年６月17日（木）
新型コロナウイルス感染症対策本部
（第69回）
資料１　厚生労働省提出資料　より

○　ワクチン接種にかかる支援策としては、これまで講じていた接種費用（2,070円）への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した個別接種促進のための財政支援を行ってきたところ。

当該支援の実施期間を、当面継続する。（①～③）

○　更なるワクチン接種の加速化を図るため、「職域接種」において、医療機関が出張して実施し、一定の条件を満たす場合、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を新たに実施する。（④）

【ワクチン接種対策費負担金】
（接種の費用）

予算額：**4,319億円**（令和2年度三次補正）

＜概要＞

【当面継続】

・単価：2,070円／回
・時間外・休日の接種に対する加算
（時間外：＋730円、休日：＋2,130円）

【ワクチン接種体制確保事業】
（自治体における実施体制の費用）

予算額：**3,439億円**（令和2年度三次補正等）

＜概要＞

○接種の実施体制の確保に必要な経費
○集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費　等

ワクチン接種に係る支援策について（2）

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】

◆ *個別接種促進のための追加支援策(①～③)*

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ **【当面継続】**

・週100回以上の接種を7月末まで／8・9月／10・11月に
　4週間以上行う場合　⇒　＋2,000円／回
・週150回以上の接種を7月末まで／8・9月／10・11月に
　4週間以上行う場合　⇒　＋3,000円／回

②接種施設数の増加（診療所・病院共通） **【当面継続】**

医療機関が50回以上／日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円／日　（定額）を交付。（①とは重複しない）

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

＜概要＞
〇都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
（使用料及び賃借料、備品購入費等）

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

＜概要＞
〇時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
・医師　　1人1時間当たり　7,550円
・看護師等　1人1時間当たり　2,760円

※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の扱い　集団接種

③「病院」における接種体制の強化 **【当面継続】**

特別な体制を組んで、50回以上／日の接種を週1日以上7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

◆ *職域接種に対する新たな支援策(④)*

【新規】

＜概要＞
外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を実施。（1,000円×接種回数を上限に実費補助）

・ 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

企業・大学